

# 第2次滝沢市総合計画 基本構想（案）

計画期間

令和6年度から令和13年度まで  
(2024年度から2031年度まで)

滝沢市

## ＜ 目次 ＞

### I 序章

---

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 滝沢市のまちづくり       | 2 |
| 2 市民及び市を取り巻く環境の変化 | 3 |

### II 基本構想

---

#### 第1章 基本構想ビジョン

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 計画が掲げるテーマ「やさしさ」 | 7 |
| 2 計画が目指す状態        | 9 |

#### 第2章 第2次滝沢市総合計画の意義と構成

- |         |    |
|---------|----|
| 1 計画の意義 | 10 |
| 2 策定方針  | 10 |
| 3 計画の構成 | 11 |

#### 第3章 取組方針

- |               |    |
|---------------|----|
| 1 取組の基本方針     | 14 |
| 2 SDGsの一体的な推進 | 15 |

#### 第4章 基本構想指標

16

#### 第5章 土地利用の基本方針

18

#### 第6章 広域連携における滝沢市の方向性

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 盛岡広域圏内の連携 | 20 |
| 2 連携の方向性    | 20 |

# 【 I 序章 】

## 1 滝沢市のまちづくり

滝沢市自治基本条例に掲げる市の将来像をはじめとする理念の実現のため、引き続き第2次滝沢市総合計画においても、市民主体による地域づくりを推進し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を創出するための取組を進めます。

滝沢市は、岩手山の裾野に広がる豊かな自然環境のもと、県都盛岡市に隣接する立地を踏まえた充実した都市基盤、大学や各種研究機関が集積した研究学園都市としての側面、チャグチャグ馬コなどに代表される彩り豊かな文化など、利便性と住環境の調和のとれた魅力あふれるまちとして、発展を遂げてきました。

第1回国勢調査が行われた大正9年に5,001人の人口であった滝沢村は、平成12年には人口5万人超の「人口日本一の村」となり、日本の総人口が減少に転じた平成20年以降も人口の増加が続きました。平成26年1月には市制を施行し、令和2年に実施された第21回国勢調査では、人口が55,579人に達し、令和6年1月に市制施行から10周年を迎えました。

この間、平成26年4月1日に施行された滝沢市自治基本条例を頂点とし、市民、議会、行政のそれぞれの役割や目指すべき姿などを定めた滝沢市地域コミュニティ基本条例、滝沢市議会基本条例、滝沢市行政基本条例に基づき、広く市民が方向性を共有しつつ、協力しながらまちづくりを展開する体制が構築されました。

滝沢市自治基本条例を根拠として策定された第1次滝沢市総合計画は、滝沢市の地域社会計画として、市の将来像に同条例第1条に定める「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」を掲げた取組を展開してきました。

第1次滝沢市総合計画では、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさを重要視するようになった国民の意識の変化を捉え、「モノ」の充足ではなく「心」の充足によって幸福を実感できる社会の構築が求められているとの現状分析の下、市民が幸せを感じるための重要な要素や、人とのつながり（社会関係資本）に着目した取組により、「幸福感を育む環境づくりの基盤構築」を進めてきました。

第1次滝沢市総合計画が掲げた『幸福感』の醸成をテーマとした計画策定は、策定当時先進的なものであり、現在では『幸福感』や『幸せ』を主題として掲げる計画が様々な自治体で策定されるなど、幸福感をキーワードとした地域づくりの浸透度は高まり、時代の潮流となっています。

第1次滝沢市総合計画の基本構想に、住民による主体的な地域づくりが盛んなまちとしての素地を活かした、「地域デザイン」・「地域ビジョン」の系譜を継ぐ地域づくりの指針となる「地域別計画」の推進、市行政による、安全・安心な市民生活の維持や人とのつながりを促進する政策体系からなる「市域全体計画」の展開を掲げ、市民と行政の両輪による活動によって、滝沢市自治基本条例の理念の実現に向けた「幸福感を育む環境づくり」の基盤の構築は着実に進展しています。

一方、これまで増加の一途であった本市の人口も今後減少が見込まれる転換期にあり、新型コロナウイルス感染症により加速した市民の暮らしの価値観の変容など、本市や地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化しており、社会経済情勢や多様化する行政ニーズを的確に捉えながら、将来を見据えた施策展開を行わなければなりません。

よって、本市では、第1次滝沢市総合計画で推進した幸福感を実感できる環境づくりに向けた取組を引き続き進めつつ、社会情勢の変化に伴い生じた課題に対応した新たな視点を加えながら、市の将来像の実現に向けて、市民みんなで地域づくりを進めていきます。

## 2 市民及び市を取り巻く環境の変化（社会情勢の潮流）

人口減少や少子高齢化の進行、デジタル社会の進展、暮らしの価値観の変容等の市民や滝沢市を取り巻く環境の変化を捉えながら、本市の将来像の実現に向けた施策展開を行います。

### （1）人口減少・少子高齢化による影響

日本の総人口は、本格的な減少局面へ突入しており、本市においても今後人口の減少が拡大していくことが見込まれます。また、急速な少子高齢化の進行は、社会保障関連費用の増大や労働力人口（生産年齢人口）の減少による全国規模での経済規模の縮小、地域コミュニティの担い手不足など、社会生活に対して様々な影響を与えることが懸念されています。

少子高齢化が進む地域コミュニティにおいては、地域内での見守りや支え合い活動の重要性が一層高まっていくものと考えられます。様々な世代が培った経験や能力を活かし、地域の担い手として地域づくりにかかわる機会を充実させながら、コミュニティの維持を図っていくことが求められます。

### （2）デジタル化の進展

国では、先端技術を取り入れ、経済発展と社会問題の解決を両立する S o c i e t

y 5. 0 ※1の実現を目指しています。我々の日常生活においても、テレワーク ※2の浸透や決済手段のキャッシュレス化、クラウドサービス ※3の活用、SNS ※4等のコミュニケーション手段の多様化など、情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展は大きな影響を与えています。

今後は、AI（人工知能）の技術革新の進展や、5G（第5世代移動通信システム）技術の一般化、ビッグデータ ※5やオープンデータ ※6の活用などの普及によって、暮らしや企業活動、行政運営、社会経済システム上で生じる課題をデジタル化で解消しようとする場面が増えることが想定されます。

一方、デジタル化の浸透を受けて、インターネットやスマートフォンの活用などICTを活用できる人と活用できない人との間に格差が生じることがないように社会全体で対策を講じる必要があります。

### （3）暮らしの価値観の変容

市民一人一人それぞれ異なる様々な暮らし方、働き方、学び方などがある中、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）という考え方も普及し、単なる生活水準の向上だけではない、個人のライフスタイルや生きがいを重視する価値観へと変化しています。

これら暮らしの価値観の変容は、地域における人とのかかわりや連帯感、支え合いの意識の希薄化の要因でもあり、それらを基盤として成り立つ地域コミュニティの維持に対する課題の一つとなっています。

本市においては、多様な価値観があることを尊重し、共感しながら、市民相互や市内で様々な活動を行う組織などのかかわりの中で、地域づくりを担う意識の醸成を図る必要があります。

### （4）持続可能なまちづくりへの関心の高まり

平成27（2015）年、国連は多様化する国際課題に対し、持続可能な世界を実現するために17の目標と169のターゲットからなる国際社会全体の開発目標「S

---

※1 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的な課題の解決を両立する、人間中心の社会

※2 ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

※3 従来は、利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。

※4 ソーシャル ネットワーキング サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

※5 日々生成される多種多様なデジタルデータ群

※6 インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、許可された範囲内で複製、加工、利用ができるデータ

SDGs<sup>※7</sup>」を採択しました。これを受け、日本を含む各国では、「誰一人取り残さない」という理念に基づき、多様性・包摂性を備えた持続可能な社会の実現に向けてSDGsの取組を進めています。

地方自治体においては、SDGsに定められた目標を地域社会において実現するため、貧困、健康、経済、気候変動などの課題解決に向けたゴール（目標）とターゲット（具体的な達成水準）の達成に向けて、各地域の特色を活かした経済的な発展と生活環境の維持向上のバランスの取れた総合的な取組が求められます。

#### （5）災害への備え、持続可能な都市基盤づくりの推進

安全・安心な市民の生活の基盤となるよう、大規模地震のほか、地球温暖化に伴い増加している風水害に対応するため、自主防災組織の育成・強化や、危険エリアの縮小など、災害対応能力の向上の取組が求められています。

都市基盤については、人口減少などの長期的な視野に立ち、都市機能や居住エリアを計画的に配置しつつ、連携軸や公共交通によって結節点をつなぐなどの持続可能なまちづくりを進める必要性が高まっているほか、災害への備えも考慮した計画的な公共施設などの更新及び再編が求められています。

#### （6）産業環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による世界的な景気の悪化や、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した、国際情勢の変化、原油や原材料の高騰などにより、企業の経営環境は、不確実性を増しています。

また、近年では、非正規雇用労働者が増加し、所得の減少や不安定な雇用形態の増加が、晩婚化や未婚率の上昇、出生数の減少の要因の一つとなっていることが指摘されています。

---

※7 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画で、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

## 【 Ⅱ 基本構想 】



## 第1章 基本構想ビジョン

### 1 計画が掲げるテーマ「やさしさ」

- ・第2次滝沢市総合計画は、「やさしさ」をテーマに、社会的包摂性が高い地域を創出するための取組を推進する計画です。
- ・市が考える「やさしさ」は、「一方的ではなく、お互いに共感し合いながら、寄り添い、共に生きてゆくこと」です。

本市が進めてきたこれまでの地域づくり、また、取り巻く環境の変化を踏まえ、本市で引き続き、市民が幸せを実感できる地域社会を構築していくためには、新型コロナウイルス感染症の影響を受け希薄となった人とのつながりや絆の再構築を促すための取組、多様化の進展を踏まえた社会的包摂性の高い地域社会の形成へ向けた取組を進めるべきであると考えます。

そのため、第2次滝沢市総合計画では、ポストコロナや価値観の多様化といった時代の変化に対応した新たな観点として、市民の思いをまとめた滝沢市自治基本条例前文に規定されている「思いやりのある社会の創造」という地域づくりの理念を踏まえ、寛容の心を広げ、様々な考え方を持つ人たちを包摂しながら、誰一人取り残されることがないと感じることができる社会の実現に向けた取組を行政と市民が、一緒になって進めていくため、「やさしさ」をテーマとした地域づくりを進めます。

第2次滝沢市総合計画の策定に当たって、性別や年代、属性の異なる市民の皆さんと「やさしさ」をテーマに、市の将来像や第1次滝沢市総合計画の取組状況を踏まえた今後のまちづくりの方向性について懇談会を行いました。

市民との意見交換では、「人とのかかわり」、「安全・安心な暮らし」、「充実した暮らし」「子育て」などの観点から、幅広い意見が寄せられました（図1参照）。

#### ・人とのかかわりの観点

人とのかかわりを感じながら生き生きと暮らせること（交流・人間関係、地域コミュニティなどに関すること）

#### ・安全・安心な暮らしの観点

安心して暮らすことができる生活環境基盤や制度が確保されていること（自然環境の保全、防災・防犯体制の構築、保健・福祉・医療体制の確保、社会インフラ整備、公共交通の確保などに関すること）

#### ・充実した暮らしの観点

自分に見合った生き方の選択肢があり自分らしく活躍することができること（産業

振興、雇用、観光、学び、伝統・文化の継承などに関すること)

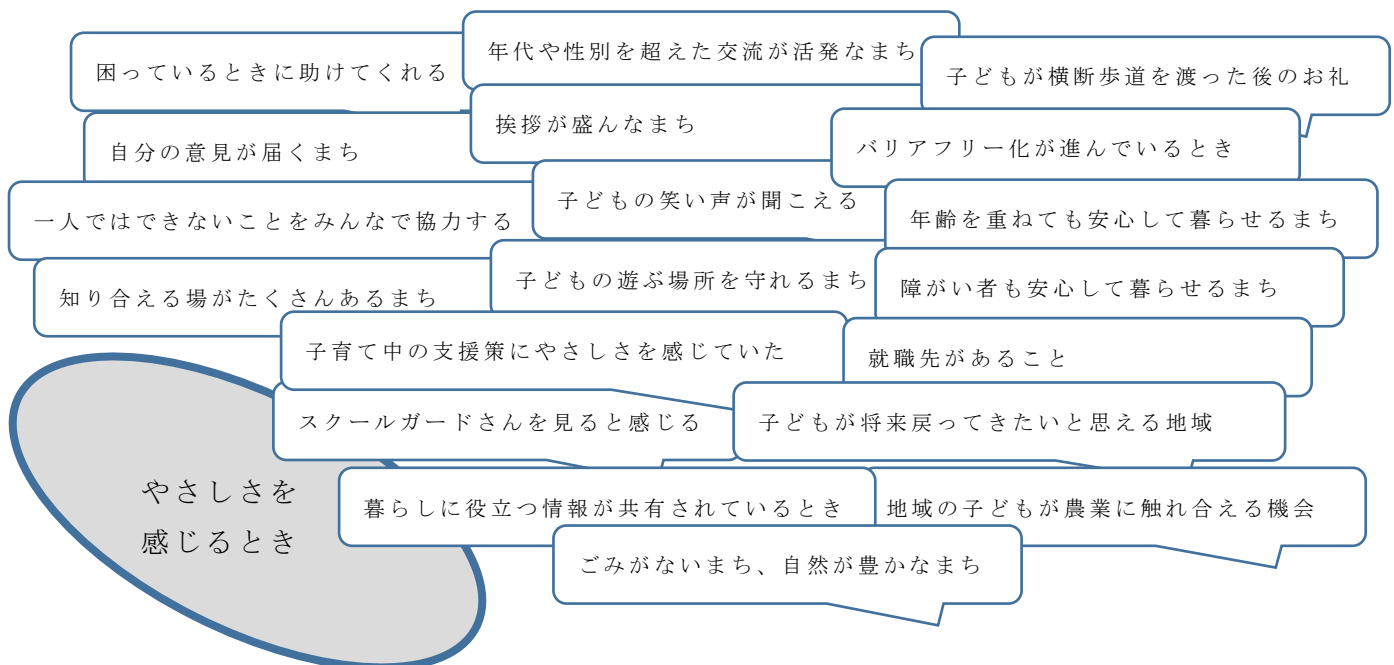
・子育ての観点

未来ある子どもたちを伸び伸びと育むことができること（子ども、学校教育、子育て支援などに関すること）

また、複数の市民から、「自分が周囲の人たちから受けた「やさしさ」を、次は自分の行動で返していき、「やさしさ」を循環させていけるまちにしたい。」という意見も挙げられました。

寄せられた意見は幅広い分野にわたるものでしたが、「やさしさ」に関する共通した考えとして、「やさしさ」は、一人だけの感情ではなく、関係性の中で育まれる感情であり、お互いを「尊重」し、「共感」し合うことの重要性を指摘しています。

そこで本市では、滝沢市自治基本条例の理念や、本市が考える社会的包摂性※<sup>8</sup>の高い地域社会の姿、また、市民の皆さんの意見などを踏まえ、第2次滝沢市総合計画が考える「やさしさ」を「一方的ではなく、お互いに共感し合いながら、寄り添い、共に生きてゆくこと」として捉え、これからの滝沢地域において「やさしさ」をキーワードとした地域づくりを推進し、社会的包摂性が高く、市民が生き生きと生活しながら幸せを実感でき、活力に満ちた地域社会の創造を目指します。



【図1：懇談会で寄せられた市民からの意見の例】

※8 全員が社会に参画する機会を持ち、支え合いながら共に生きてゆくこと

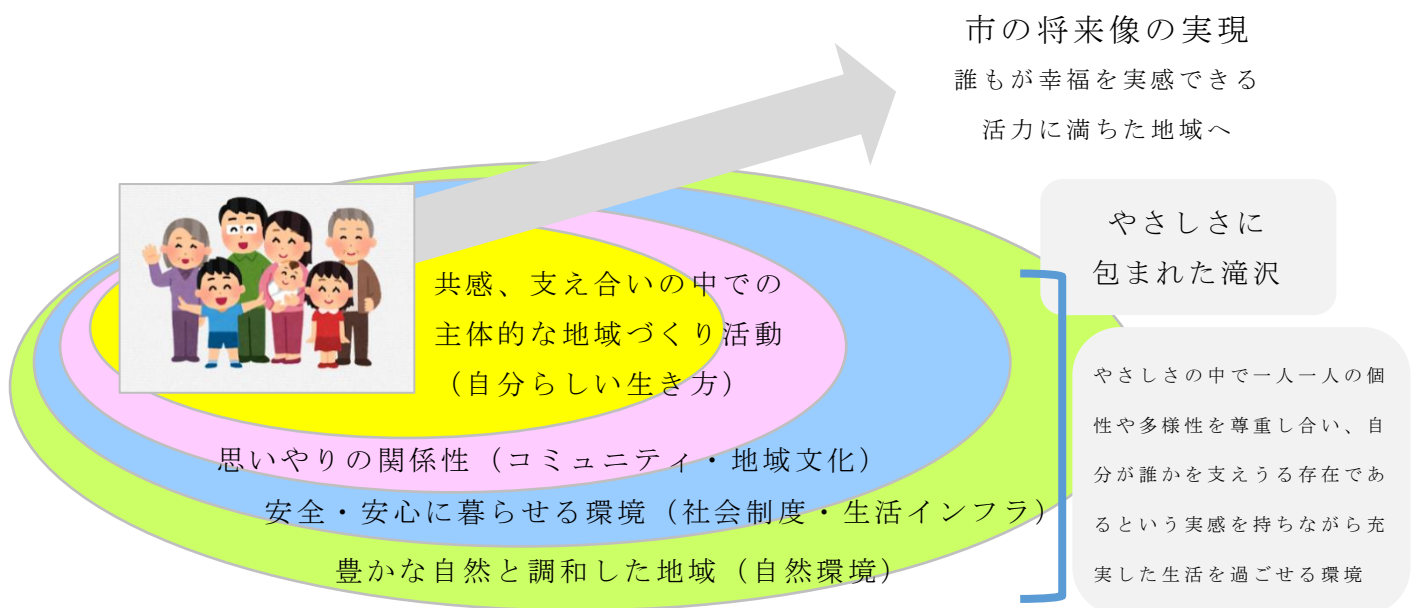
## 2 計画が目指す状態

- ・第2次滝沢市総合計画が目指す状態は、「やさしさに包まれた滝沢」です。
- ・「やさしさに包まれた滝沢」は、「滝沢の地域社会が「やさしさの中で一人一人の個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支えうる存在であるという実感を持ちながら充実した生活を過ごせる環境」になること」です。

市民が様々な活動の場面で「やさしさ」を感じられる雰囲気を滝沢の全市域へ広げ、更には、「やさしさ」を周りの誰かへと返していける環境づくりを進めること、つまり、自分の周囲にやさしさが巡る地域環境の創出は、本市の将来像である市民の幸福実感につながるものです。

市民の多様な活動によって市民の間に「やさしさ」が循環するような環境をつくっていくためには、本市を囲む豊かな自然との調和が取れた地域環境や、安全・安心に暮らすための社会制度、生活インフラの確保を基盤としながら、思いやりの関係性を活用した市民主体による活動を展開することで自分らしい生き方が実現できるまちづくりを進める必要があります。(図2参照)

そこで、第2次滝沢市総合計画では、滝沢市でやさしさが循環する地域環境の創出を目指し、「滝沢の地域社会が「やさしさの中で一人一人の個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支えうる存在であるという実感を持ちながら充実した生活を過ごせる環境」になること」を第2次滝沢市総合計画基本構想が目指す状態「やさしさに包まれた滝沢」として掲げ、総合計画を推進することにより、その実現を目指します。



【図2：やさしさに包まれた滝沢のイメージ】

## 第2章 第2次滝沢市総合計画の意義と構成

### 1 計画の意義

第2次滝沢市総合計画は、滝沢市自治基本条例の理念の実現を目指す計画として、同条例第9条の規定に基づき策定します。

滝沢市自治基本条例第9条の規定（「総合的かつ計画的な地域づくりの推進に向けた計画（＝総合計画）」を策定すること）に基づき、市の将来像や目指す状態、それらの実現に向けた取組の方針など、まちづくりの方向性を明示し、共有することにより、みんなが一体となって地域づくりを進めるための「滝沢市に関わるみんなが共有する地域社会計画」として第2次滝沢市総合計画を策定します。

第2次滝沢市総合計画の策定に当たっては、市民の思いをまとめた前文、「市の将来像」（第1条）、市民の思いを象徴する「市民憲章」（第4条）、市民、議会及び市が実現に努めるべき「めざす地域の姿」（第5条）などの条例理念の実現に向けた計画とするほか、同条例に規定する、基本原則や市民、議会、行政の役割とルールを踏まえた行動を促すことを目指す取組体系を構築します。

### 2 策定方針

第2次滝沢市総合計画は、市民の意見を反映した計画、市民に分かりやすい計画となることを目指しています。

#### （1）市民の意見を反映した計画づくり

滝沢市自治基本条例と第2次滝沢市総合計画を有機的に連動させ、滝沢市自治基本条例の理念に則った総合計画となるよう策定を進めました。

そのため、市民から寄せられた様々な意見を計画に反映させることによって、市民と行政が自分達で作上げた計画という共通認識を持ち、目標を共有しながら、積極的な市民主体活動による市の将来像の実現に向けた計画となることを目指しています。

#### （2）市民に分かりやすい計画づくり

全ての市民が、目標を共有し、市民主体による様々な活動を積極的に行うためには、計画が理解され認知される必要があります。そのため、「家庭でも地域づくりが話題になること」を目標として、子どもから高齢者まで、また、通勤・通学で滝沢市に通っているなど全ての市民が分かりやすく親しむことができるような計画を目指しています。

### 3 計画の構成

第2次滝沢市総合計画は、基本構想・基本計画・実行計画という3つの階層の計画で構成します。(図3参照)

#### (1) 基本構想

滝沢市の将来像の実現に向けて総合的かつ計画的に地域づくりを進めるために、計画期間内で本市が目指すべき姿を定めるとともに、その実現に向けた取組の体系を示した地域社会計画です。

計画期間は、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間です。

#### (2) 基本計画

基本構想で示した市が目指すべき姿及びその実現に向けた取組の体系に基づき、各分野の現状と課題を明らかにしつつ、その目指すべき姿の実現と解決に向けた具体的な施策の体系を示した地域社会行動計画です。

市民主体による「地域別計画」と行政が主体となる「市域全体計画」の両輪により構成します。

##### ア 地域別計画

###### ①計画期間

令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間

###### ②計画の趣旨

前回の地域別計画を受け継ぎながら、滝沢市において「やさしさ」を意識しながら、幸せを実感できる地域づくりを地域自らで考え、行動するための計画です。

###### ③計画の特徴

市内の11地域において、守るべき地域資源や地域づくりの方向を明確にし、地域の課題や将来像、活動プラン等が具体的かつ分かりやすい計画とします。また、全体計画以下の各地域計画については各地域にそれぞれ配付するものとし、市民一人一人が手に取り活用しやすく、親しみやすい計画を目指します。

##### イ 市域全体計画

###### ①計画期間

前期基本計画

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間

後期基本計画

令和10(2028)年度から令和13(2031)年度までの4年間

###### ②計画の趣旨

やさしさに包まれた滝沢の実現に向け、主として「かかわりによる市民主体の地域づくりへの支援」及び「市民が安全・安心に暮らせる環境の整備」を推進するための行政の行動計画です。

###### ③計画の特徴

計画の中に部門別計画を内包し、部門別計画に政策(部)、施策(課)を設け、毎

年度策定する政策方針によって展開します。また、部門別計画実施の裏付けとなる財政方針及び個別に策定する各種計画を分野別計画又は実施計画として整理し、一体的な政策展開を期します。

### (3) 実行計画

実行計画は、市域全体計画部門別計画に示した各施策を具体的に実現するため、財政方針や毎年度の市長方針などとの整合を図りつつ、事務事業の内容や、年度別事業費などをまとめた執行計画として、毎年度策定する計画です。

実行計画の計画期間は、社会経済情勢や市民ニーズの変化、財源を含む国・県の制度改正に対応するため、各計画初年度を含む4か年間とし、別冊の実行計画書を策定し、進捗管理を行います。また、実行計画事業に係る事業評価を実施し、毎年度見直しながら事務事業を展開します。

# 滝沢市自治基本条例

市の将来像：誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域

滝沢市地域コミュニティ  
基本条例

滝沢市議会基本条例

滝沢市行政基本条例

## 第2次滝沢市総合計画

### 基本構想（8年間）

#### 基本構想

令和6（2024）年度～令和13（2031）年度

目指す状態：やさしさに包まれた滝沢

かかわりによる市民主体の地域づくり

市民主体活動を後押しできる環境づくり

市民生活の基盤となるセーフティネットの堅持

### 基本計画（4年間）

#### 前期基本計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

#### 後期基本計画

令和10（2028）年度～令和13（2031）年度

#### 地域別計画

令和6（2024）年度～令和13（2031）年度（※令和9年度に見直し）

支援

協働

地域づくり懇談会ごとに策定する活動計画  
（市民・家庭での活動）（自治会、各種団体、NPO等の活動）

#### 市域全体計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

#### 市域全体計画（仮）

令和10（2028）年度～令和13（2031）年度

各部門別計画  
（政策・施策）

財政方針  
分野別計画

（環境変化、前期基本計画の進捗を踏まえ、令和9年度に策定予定）

### 実行計画（毎年度策定）

市域全体計画に内包する部門別計画の施策実現の具体的な取組等

令和6年度  
実行計画

令和7年度  
実行計画

令和8年度  
実行計画

令和9年度  
実行計画

令和10年度  
実行計画

令和11年度  
実行計画

令和12年度  
実行計画

令和13年度  
実行計画

毎年度見直しを行いながら、年次計画を策定



【図3：第2次滝沢市総合計画の体系】

## 第3章 取組方針

### 1 取組の基本方針

第2次滝沢市総合計画が目指す状態の実現に向け、かかわりによる市民主体の地域づくりの推進、市民主体活動を後押しする環境づくりを進めるとともに、市民の生活のために保障しなければならないセーフティネットを堅持します。

#### (1) かかわりによる市民主体の地域づくりの推進

「お互いに共感し合いながら、寄り添い、ともに生きてゆく」という本市が考えるやさしさの実現に向けては、市民の皆さんが、他者とかかわり、自律的に行動しながら、人と人が互いに支え合うコミュニティを築き上げていくことが必要です。

第1次滝沢市総合計画では、滝沢市自治基本条例に掲げる住民自治日本一を「市民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに「満足」と「幸福」を日本一実感できる地域」と定義し、市民主体による地域づくりを進めてきました。第1次滝沢市総合計画の展開を踏まえ、第2次滝沢市総合計画では、本市における住民自治活動を、「市民みんながやさしさに包まれた地域の実現に向けて、地域や仲間と積極的に地域づくり活動に関わること」と定義し、かかわりによる市民主体による地域づくりを展開します。

#### (2) かかわりによる市民主体活動を後押しできる環境づくり

市民がかかわりの中で、地域づくりを進めるためには、行政も含めた地域づくりの担い手の相互の連携や協力が必要になります。そのような関係性を構築するためには、まずは、市民が地域や市政について考え、主体的に学ぶことができる環境づくりが重要であり、そのほか、主体的な活動につながる手がかりの提供、地域や状況に応じた活動を継続して展開するための支援、また、交流し、連携するための場や機会の創出が必要になります。

市民がかかわりの中で市民主体による地域づくりを進めるために、市民の行動を後押しできる環境の整備を進めます。

#### (3) 市民生活の基盤となるセーフティネットの堅持

滝沢市がやさしさに包まれた雰囲気の中で、市民が相互にかかわりながら自律的に幸せづくり活動や充実した生活の実現に向けた取組を進めるためには、市民が日々の暮らしに不安を感じるようになるよう環境づくりを進め、その基盤の上で他者へのやさしさを育みつつ、市民主体による地域づくりが展開されるような取組が必要です。

「ヒト・モノ・カネ」と言われる経営資源の状況が厳しさを増す中、自治体の最も重要な責務としてあるのは、限られた資源の中でも、生活に関わる様々な制度や適切なインフラの維持、防災・防犯への対策や地域医療体制の構築など、市民の皆さんの生活を支えるいわゆる「セーフティネット」を守ることであり、滝沢市自治基本条例第5条に掲げるめざす地域の姿を踏まえつつ、第2次滝沢市総合計画においても堅持



します。

そのため、滝沢市において市民の生活のために保障しなければならない最低限度の生活環境基準を第2次滝沢市総合計画では「滝沢市のセーフティネット」とし、国が国民に対して保障する生活の最低水準と、地域の実情を踏まえ国が定める生活の最低水準に関する事務のほか市民が安全・安心な市民生活を送るために、市民と市行政がそれぞれの役割を踏まえながら共に取り組む最低限度の生活環境基準までを含めた範囲を指すものとします。

ただし、「滝沢市のセーフティネット」の範囲については、社会経済情勢の変化によって求められる水準は変化します。「やさしさに包まれたまち」を目指すという基本的な方向性の下、市民ニーズの変化や受益と負担のバランス等を考慮し、施策を推進していく必要があります。

## 2 SDGsの一体的な推進

第2次滝沢市総合計画の推進に当たっては、国際的な共通の目標であるSDGsの達成に寄与できるよう、一体的な取組を推進します。

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの先進国、発展途上国など全ての国々を含めた全世界の共通の国際目標です。

SDGsは、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、17のゴールとそれらに紐づく169のターゲットで構成しています（図4参照）。

SDGsが目標とする持続可能な社会は、現在の世代の幸せと、将来の世代の幸せの両立が図られた社会の実現を意味しており、「誰一人取り残さない」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」といったSDGsの理念とともに、第2次滝沢市総合計画の方向性と共通しています。

そのため、第2次滝沢市総合計画では、経済・社会・環境などのうち、市が市民と共に取り組むことが可能な分野における課題の解決に向けて、SDGsと市の政策との関連性を明らかにしながら、一体的な取組を推進することにより、SDGs目標の達成へ寄与することを目指します。



【図4：SDGsの17のゴール】

## 第4章 基本構想指標

市の将来像や総合計画の取組効果の測定、実現に向けた進捗度を測るため、16項目の「たきざわやさしさ指標」を設定し、毎年度のたきざわ幸福実感アンケート調査等により測定します。

第2次滝沢市総合計画基本構想において設定する指標は、市民主体による地域づくりの進捗度合い、社会の影響や個人の価値観等の変化、行政の各種取組の効果がどのように表れているか、推移しているかを明らかにするための指標です。

指標の検討に当たっては、「やさしさに包まれたまち」をテーマとした市民の皆さんとの懇談の中から、いただいた意見が多かったものなどを、「たきざわやさしさ指標」（表1参照）として設定します。

たきざわやさしさ指標は、将来像の実現状況の目安となる「将来像指標」、基本構想の取組の方向性として示した「かかわりによる市民主体活動」の進捗状況をあらわす指標（市民のかかわり指標）、市民生活の基盤の維持の進捗状況をあらわす指標（暮らしやすさ指標）の16項目によって構成します。

市民のかかわり指標と暮らしやすさ指標には、第2次滝沢市総合計画の進捗度合いを測定するものとして、性質別に市民の意向の推移を捉える主観的な指標項目（主観的項目）と、市民のかかわりと市民生活を客観的に捉えるための指標項目（客観的項目）を定めます。

また、「たきざわやさしさ指標」には、第2次滝沢市総合計画の8年間で目指すべき目標値を設定し、毎年度行う「滝沢地域社会に関するアンケート調査（通称：たきざわ幸福実感アンケート調査）」によって、現状値を測定し、滝沢市が全体として「やさしさに包まれた滝沢」に向けて変化しているか推移を捉えつつ、第2次滝沢市総合計画の取組を進めます。

目標値の設定に当たっては、第2次滝沢市総合計画策定時点の実績値を基準値とし、主観的項目については、AIシミュレーション<sup>※9</sup>を踏まえた目標値を設定します。また、客観的項目については、第1次滝沢市総合計画の評価、また、第2次滝沢市総合計画に基づく取組の進展や今後の社会情勢の推移等を踏まえた目標値を定めています。

※9 AIを用いて、様々な社会指標等を関連させたモデルの構築や分析を行い、多様な未来シナリオの分岐構造と分岐要因を明らかにするシミュレーション技術。本市では、第2次滝沢市総合計画の策定に当たり、計画的かつ効果的な計画推進を期するためにシミュレーションによる未来シナリオを比較検討し、計画の期間内に目指すべき状態を明らかにすることを狙いとして、「政策提言AI」による市の未来像のシミュレーションを行いました。

【表1：たきざわやさしさ指標と目標値】

区分	項目	基準値	(年度)	令和9年度	令和13年度
将来像指標	①滝沢市で幸せに暮らしている人の割合	56.8%	令和5年度	61.0%	65.0%
	②滝沢市は活力に満ちた地域だと感じている人の割合	29.7%	令和5年度	35.0%	40.0%
市民のかかわり指標 (主観的)	③自分が誰かを支えうる存在であると感じている人の割合	58.1%	令和5年度	62.0%	66.0%
	④周囲の人たちと「お互い様」の関係性があると感じている人の割合	69.6%	令和5年度	73.0%	76.0%
	⑤地域の居心地が良いと思っている人の割合	63.4%	令和5年度	68.0%	72.0%
	⑥積極的に挨拶を交わす人が多いと感じている人の割合	39.0%	令和5年度	44.0%	48.0%
	⑦人々が集まり活動できる「場」があると感じている人の割合	43.1%	令和5年度	46.0%	50.0%
(客観的)	⑧-1 直近の市議会議員選挙投票率	43.28%	令和5年度	50.00%	55.00%
	⑧-2 直近の市長選挙投票率	44.49%	令和4年度	50.00%	55.00%
	⑨市内公共施設利用者数※10	726,020人	令和4年度	785,500人	805,500人
暮らしやすさ指標 (主観的)	⑩心身ともに元気に暮らせている人の割合	56.3%	令和5年度	59.0%	62.0%
	⑪働く場があると感じている人の割合	22.1%	令和5年度	25.0%	28.0%
	⑫困っている人の声が届きやすいと感じている人の割合	24.5%	令和5年度	28.0%	31.0%
	⑬滝沢市は住みやすい市だと感じている人の割合	68.3%	令和5年度	72.0%	75.0%
	⑭子ども達が生き生きとしていると感じている人の割合	42.6%	令和5年度	46.0%	50.0%
(客観的)	⑮人口(岩手県毎月人口推計における毎年度10月1日時点の滝沢市の人口推計値)	55,467人	令和4年度	55,500人	55,500人
	⑯一人当たり課税対象所得額※11	2,624千円	令和4年度	2,700千円	2,800千円

※10 市内公共施設…ビッググループ滝沢、北部コミュニティセンター、滝沢ふるさと交流館、葉の木沢山活動センター、地区コミュニティセンター及び市内体育施設

※11 一人当たり課税対象所得額…市民税課税の対象所得額(非課税者を除く。)を納税義務者数で除して得た金額(翌年度の7月末日現在)

## 第5章 土地利用の基本方針

市民の安全・安心の確保と、市民主体の活動を支えるため、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保を図ります。

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。そのため、利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、市民が健康で文化的な生活ができる環境の確保と市土の均衡ある発展を図るため、総合的かつ計画的に行うことが重要です。

したがって、市土の利用については、市民の安全・安心を確保しつつ、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保を図ることを念頭に、以下の基本方針とします。

### (1) 都市の利便性や各地域の特色を活かしつつ、自然の心地良さを体感できるまちづくり

活力とにぎわいのある利便性の高い都市空間の創出や、高等教育機関や研究機関が集積する本市の特色を活かしたまちづくりを進めるとともに、岩手山や北上川に代表される豊かな自然に恵まれた心地良い環境の実現を両立させることによって、住みよい滝沢の実現を目指します。(図5参照)

#### ア 暮らしのエリア

市街地については、かかわりによる市民主体活動の土台となる地域コミュニティなど生活環境の維持・向上を図り、自然との調和や、空間的なゆとりの確保に努め、誰もが安心して生き生きと暮らすことができる住居空間を形成します。

また、多様な立場の人たちが相互にコミュニケーションを図りつつ、かかわりによる市民主体活動を進められるよう、それぞれの地域を中心に、多様な属性の人たちが集まり、多様な立場の人たちがコミュニケーションや交流を図れるよう、「場」の創出を念頭に置いた土地の利用を進めます。

さらに、地域を超えた人とのつながりが創出され、多様なコミュニティが集まり、人とのかかわりを育む市の「中心拠点」として、市役所周辺を対象とし、商業、行政、医療・社会福祉等の各機能の強化を図りながら中心市街地の形成を進めていきます。

#### イ 産学官連携による産業拠点エリア

商工業については、既存商工業の活性化を図り、にぎわいと活力あふれる都市空間を維持・向上させ、岩手県立大学及び滝沢市IPUイノベーションセンター周辺については、産学官連携によるイノベーションの拠点である強みをさらに発揮するため、拡張等を含めた土地利用の強化についても検討を進めます。高等教育機関及び研究機関が集積する、市東部を中心とした地域においては、産学官連携の推進により、新たな技術研究や社会実装に向けた土地利用、さらには先端技術等の実証フィールドとしての土地活用の検討や、研究をはじめとする人的資源を育む教育的機

能を有する土地利用を進めます。

#### ウ 自然との調和のエリア

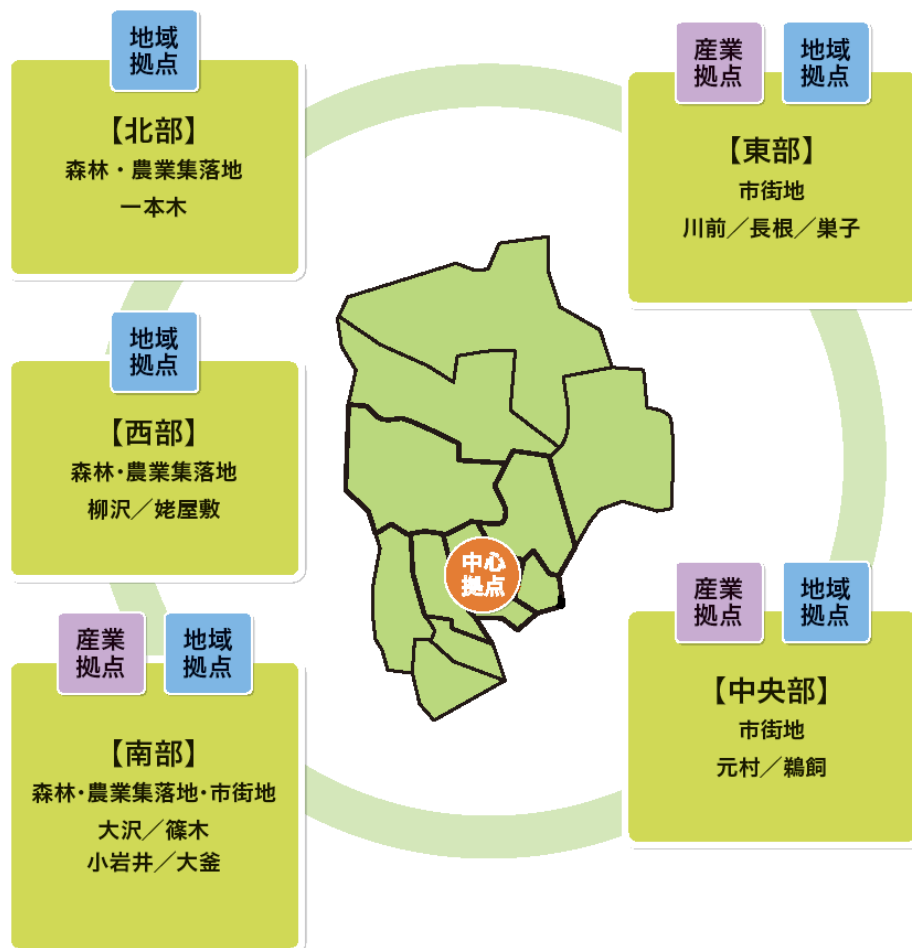
優良な農地の保全を図るとともに、生産・自然的景観・防災等の様々な機能の維持・向上により、積極的な農業環境の維持・保全を図ります。

また、積極的な森林保全に努め、適正な管理による自然環境の維持を前提としつつ、市民の憩いの場や自然とのふれあいの場としての活用を進めます。

#### (2) 将来世代を見据えた土地利用

SDGsの理念を踏まえ、地球温暖化への対応として目指されているカーボンニュートラル※12といった観点、森林などにおける生物多様性や生態系の維持といった環境保全などはより重要性を増すものと考えられ、子どもや孫の世代といった将来世代まで持続可能な滝沢市となるような土地利用の方向性を考える必要があります。

また、各種施設、インフラの維持管理及び更新並びに生活関連施設や住宅基盤等の土地利用を検討する際には、利便性とのバランスを取りつつ、持続可能性を意識した土地利用を推進します。



【図5：土地利用のイメージ】

※12 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は、令和2年(2020年)10月に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を30年後までに目指すことを宣言しています。

## 第6章 広域連携における滝沢市の方向性

盛岡広域圏における連携と役割分担の視点のもと、滝沢市の特徴を活かした広域連携を推進します。

第2次滝沢市総合計画の実現に際しては、市内外の環境を踏まえてより効果的に取組が推進できるよう、広域での連携を進めます。連携に際しては、盛岡広域8市町で定める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（以下「都市圏ビジョン」という。）」を踏まえた上で、滝沢市の特徴を活かす形で進めることを基本とします。

### 1 盛岡広域圏内の連携

広域で定める都市圏ビジョンを踏まえ、連携中枢都市圏構想を進めていくためには、広域圏を構成する8市町が、それぞれの特徴や強みを活かし、また弱みや足りない部分については互いに補い合うよう連携していくことが必要です。

例えば産学官連携においては、滝沢市が特徴を活かす形で広域でのリーダーシップを取りつつ、一方で観光や環境といった面では、相対的に強みを持つ周辺自治体と連携した取組を進めるなど、広域におけるそれぞれの役割を踏まえた連携を進めます。

また都市圏ビジョンでは、大きな戦略として①産業の営みをつなぐ、②人の流れをつなぐ、③暮らしの安心をつなぐ、という3つが掲げられています。これらの戦略と、高等教育機関と研究機関が集積する滝沢市の特徴を踏まえ、主な連携の方向性について次のとおり定めます。

### 2 連携の方向性

#### (1) 産業・雇用等経済的な連携（産業の営みをつなぐ）

都市圏ビジョンにおける産業の戦略では、産学官の連携によるイノベーション創出や、AI等新たな技術の活用を進め、産業の活性化を図ることを目的としています。これらは、岩手県立大学と滝沢市IPUイノベーションセンターを中心に、IT関連産業の集積を進めている滝沢市の特徴と強く合致しており、引き続き、産学官連携などを推進します。

#### (2) 交通・都市機能的な連携（人の流れをつなぐ）

公共交通面をみると、滝沢市と盛岡広域圏は強くつながっています。特に、滝沢市における東部、鶯飼、南部などの各地域と盛岡市のアクセスは良く、人の流れは恵まれた状態といえます。

一方で、滝沢市内各地域を結ぶ公共交通網は弱く、市内における人と人との交流が課題となっています。市内各地域の交流人口の増減は、産業面などにも影響を及ぼすため、盛岡との交通的つながりを活かしつつ、滝沢市役所周辺を中心市街地形成と合わせ、公共交通の在り方と、盛岡西廻りバイパス・北バイパスの整備に向けて検討していく必要があります。

### (3) 安心・福祉等生活的な連携（暮らしの安心をつなぐ）

都市圏ビジョンでは、圏域で暮らす安心感や快適さを高めていくことを目指しています。これらに強く関連する要素として、福祉や地域医療、そして人とのつながりなどが挙げられ、これらについては、盛岡広域圏、特に盛岡市へのアクセスの良さを活かした連携により高めていくことを目指します。

また、滝沢市役所周辺を中心市街地の形成でも暮らしの安心や快適さの強化を図り、中心市街地と市内各地区のアクセス強化に向けた検討を進めていくこととします。